

東京女子大学大学院学則

(1971年3月31日制定)

| | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 改正 | 1974年 4月26日 | 1989年 3月24日 | 1998年10月22日 | 2002年12月19日 | 2011年 4月21日 |
| | 1974年10月25日 | 1989年 7月21日 | 1999年10月26日 | 2003年 9月18日 | |
| | 1975年 2月28日 | 1990年 3月16日 | 2000年10月19日 | 2004年 3月11日 | |
| | 1976年 2月26日 | 1992年 1月17日 | 2001年 2月22日 | 2004年11月30日 | |
| | 1980年10月24日 | 1993年 3月19日 | 2001年 6月21日 | 2005年 3月10日 | |
| | 1981年10月23日 | 1993年 3月23日 | 2001年10月18日 | 2005年 9月15日 | |
| | 1984年10月26日 | 1994年 3月 9日 | 2002年 3月11日 | 2006年 7月20日 | |
| | 1986年 1月31日 | 1994年10月20日 | 2002年 3月20日 | 2006年12月21日 | |
| | 1986年12月19日 | 1996年10月17日 | 2002年 5月16日 | 2008年 2月21日 | |
| | 1987年12月18日 | 1997年10月23日 | 2002年10月17日 | 2009年12月17日 | |

第1章 総則

(目的)

第1条 東京女子大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学大学院は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価項目、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

(大学院の課程)

第3条 本学大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は博士前期課程、後期3年の課程は博士後期課程という。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(標準修業年限及び在学期間)

第4条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

4 博士前期課程において、学生が職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望したときは、履修期間を3年又は4年とする長期履修を認めることができる。ただし、在学期間は前項に定める年数を超えることはできない。

5 長期履修に関する規定は別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

(1) 人間科学研究科

(2) 理学研究科

2 人間科学研究科及び理学研究科(以下「各研究科」という。)の目的を以下のように定める。

(1) 人間科学研究科

学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的な研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

(2) 理学研究科

数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。

(専攻及び課程)

第6条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

| 研究科 | 専攻 | 課程 |
|---------|----------|---------------|
| 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 博士前期課程・博士後期課程 |
| | 人間社会科学専攻 | 博士前期課程 |
| | 生涯人間科学専攻 | 博士後期課程 |
| 理学研究科 | 数学専攻 | 博士前期課程・博士後期課程 |

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 博士前期課程 | | 博士後期課程 | |
|---------|----------|--------|------|--------|------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 22名 | 44名 | 4名 | 12名 |
| | 人間社会科学専攻 | 20名 | 40名 | | |
| | 生涯人間科学専攻 | | | 5名 | 15名 |
| 理学研究科 | 数学専攻 | 6名 | 12名 | 3名 | 9名 |

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び休業日は、東京女子大学学則を準用する。

第2章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第9条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第10条 博士後期課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、各研究科の研究科会議の承認を経て、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目)

第11条 各研究科の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第13条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

(単位計算の基準)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な

な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

(履修の手続)

第15条 学生は、毎学年の初めに、その年度に履修しようとする授業科目について、所定の期間に履修届を提出しなければならない。

(研究指導)

第16条 研究指導を担当する教員は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該専攻が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の指導を受けることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第17条 各研究科の博士前期課程において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、第36条に規定する留学の場合にも準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 各研究科の博士前期課程において、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、転入学者及び再入学者についてはこの限りではない。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 博士後期課程において、教育研究上必要と認めるときは、各研究科の研究科会議があらかじめ他大学の大学院又は研究所と協議して双方の承認が得られた場合に、学生は、当該他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、第36条に規定する留学の場合にも準用する。

(単位の認定)

第19条 授業科目修了の認定は、試験による。

(成績評価)

第20条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Fの5段階で表し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

2 修士論文の成績評価は、S、A、B、C、Fの5段階で表し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

3 博士論文の成績評価は、合格又は不合格とする。

4 第22条及び第23条に定める最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

(履修規程)

第21条 履修方法に関する細則は、別に定める。

第3章 課程修了の認定及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第22条 博士前期課程に2年以上在学し、専攻科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、修士の学位を授与する。

2 前項による最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。
(博士後期課程の修了要件)

第23条 博士後期課程に3年以上在学し、人間科学研究科においては所定の専攻科目について16単位以上を、理学研究科においては所定の専攻科目について12単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士の学位を授与する。

2 前項による最終試験は、博士論文の内容、これに関連ある専攻分野の科目及び外国語について行う。
(学位論文の審査及び最終試験)

第24条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科会議が定める複数の審査委員が行い、その報告に基づいて、博士前期課程においては当該研究科会議、博士後期課程においては当該研究科博士後期課程会議が成績を判定する。

(課程によらない者の博士の学位の授与)

第25条 第23条に定めるもののほか、本学大学院博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を申請した者については、論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には博士の学位を授与することができる。

2 前項による学力の確認には、外国語の試験を含むものとする。
(修士の学位)

第26条 修士の学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

- | | | | |
|-----|---------|----------|------------|
| (1) | 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 修士(人間文化科学) |
| (2) | 人間科学研究科 | 人間社会科学専攻 | 修士(人間社会科学) |
| (3) | 理学研究科 | 数学専攻 | 修士(理学) |

(博士の学位)

第27条 博士の学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

- | | | | |
|-----|---------|----------|------------|
| (1) | 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 博士(人間文化科学) |
| (2) | 人間科学研究科 | 生涯人間科学専攻 | 博士(生涯人間科学) |
| (3) | 理学研究科 | 数学専攻 | 博士(理学) |

(学位規程)

第28条 学位の授与に必要な事項は、東京女子大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、東京女子大学学位規程の定めるところによる。

第4章 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第29条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院の各研究科博士前期課程において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

| 研究科・専攻 | | 免許状の種類 | |
|---------|----------|----------------|-----------------|
| | | 中学校教諭 専修免許状 | 高等学校教諭 専修免許状 |
| 人間科学研究科 | 人間文化科学専攻 | 宗 教 | 宗 教 |
| | | 国 語 | 国 語 |
| | | 外国語（英語） | 外国語（英語） |
| | 社 会 | 地理歴史 公 民 | |
| | 人間社会科学専攻 | 社 会 | 公 民 |
| 理学研究科 | 数学専攻 | 数 学 | 数 学 |

第5章 入学、留学、休学、退学、再入学、転学、その他

（入学の時期）

第30条 本学大学院入学の時期は学年の始めとする。

（入学資格）

第31条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学試験に合格した女子とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

（入学試験）

第32条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験は、筆答試験、口述試験及び本学大学院の定める出願書類を総合して行う。

3 本学大学院博士前期課程に学内推薦入学制度を設ける。

（入学の出願）

第33条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料の額は、別表第2のとおりとする。

3 一旦納入した入学検定料は、返還しない。

(入学の許可)

第34条 入学試験に合格し、入学金を含む所定の入学時納入金を指定された入学手続期間内に納入した者に入学を許可する。

(保証人等)

第35条 入学を許可された者は、所定の誓約書、保証人連署の保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 保証人は、父母又はこれに代わる成年者とする。

(留学)

第36条 教育研究上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学に留学することを許可することがある。

2 留学に関する規定は別に定める。

(休学)

第37条 病気その他やむをえない事由により修学できないときは、学期又は学年を単位として休学を願い出ることができる。

2 休学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記して願い出て、許可を得なければならない。

3 休学は、当該学年限りとする。ただし、事由のある場合は、引き続き休学を願い出ることができる。

4 休学期間は、通算して、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を限度とする。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

6 休学者は、学年又は学期の始めでなければ、復学することができない。

7 休学者は、許可された休学期間の末日までに復学を願い出て許可を得なければならない。

8 休学及び復学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記して願い出て許可を得なければならない。

2 退学に関する規定は、別に定める。

(再入学)

第39条 願い出て退学した者が、所定の期限内に再入学を願い出たときは、選考の上、その翌年度における再入学を許可することがある。

2 再入学に関する規定は、別に定める。

(転学)

第40条 他大学の大学院の学生が所属の大学の学長の承認書を添えて本学大学院に転学を志願した場合には、選考の上、学年の始めに限り許可することがある。

第41条 本学大学院の学生が他大学の大学院に転学を志望する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号のいずれかに当たる者は、除籍する。

(1) 学業成績不良で成業の見込がないと認められた者

(2) 正当の理由がなくて3か月以上修学しない者

(3) 在学年数が博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超える者。ただし、休学期間を加算しない。

(4) 所定の授業料及び施設費(以下、「学費」という。)又は在籍料を督促しても1学期内に納入しない者

第6章 入学金、学費、在籍料及びその他納入金

(入学金、学費、在籍料及びその他納入金)

第 4 3 条 学費は、年額を 2 回に分け、毎学期始め指定期日以内に納入しなければならない。

第 4 4 条 前条に定める学費を未納の者は、定期試験を受けること及び学位論文を提出することができない。

第 4 5 条 1 学期を通じて休学する者に対しては、所定の在籍料を徴収する。ただし、中途復学者はその学期の学費を納めなければならない。

第 4 6 条 入学金、学費及び在籍料の額は、別表第 2 のとおりとする。

2 学費、在籍料及びその他納入金の取り扱いについては、別に定める。

3 一旦納入した入学金、学費、在籍料及びその他納入金は、返還しない。

第 7 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人特別留学生

(研究生)

第 4 7 条 各研究科の博士前期課程に研究生を置くことができる。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

(科目等履修生)

第 4 7 条の 2 各研究科の博士前期課程に科目等履修生を置くことができる。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(聴講生)

第 4 8 条 各研究科の博士前期課程に聴講生を置くことができる。

2 聴講生に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 4 9 条 各研究科の博士前期課程において、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院学生で本学大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講学生として、その科目の履修を許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れ手続その他は協定による。

(特別研究学生)

第 5 0 条 各研究科博士後期課程会議において、あらかじめ他大学の大学院と協議し、協定を締結した場合、他大学の大学院の学生が本学大学院において特別研究学生として研究を行うことを許可する。

2 特別研究学生の受入れ手続その他は、協定による。

(外国人留学生)

第 5 1 条 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した外国人、又はこれと同等以上の学力があると認められた外国人は、特別の選考を経た上、外国人留学生として、博士前期課程に入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規定は、別に定める。

(外国人特別留学生)

第 5 2 条 各研究科の博士前期課程において、本学大学院と協定のある外国の大学から派遣され、東京女子大学(以下「本学」という。)の授業科目を履修しようとする者は、審査の上、外国人特別留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人特別留学生に関する規定は、別に定める。

(大学院学則及び諸規程の準用)

第 5 3 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人特別留学生に対しても、大学院学則及び諸規程を準用する。

第 8 章 研究指導施設、附属施設、奨学金制度

(研究指導施設)

第 5 4 条 本学大学院に学生研究室及び演習室を置き、本学の図書並びに図書館、情報処理セン

ター等諸施設及び諸設備を研究指導のために使用する。

(研究所)

第 5 5 条 本学大学院学生の研究指導のため、本学比較文化研究所及び女性学研究所の諸設備を使用することができる。

(付属施設)

第 5 6 条 本学大学院学生は、本学の厚生施設その他の学生のための附属施設を使用することができる。

(奨学金)

第 5 7 条 本学大学院の奨学金については、別に定めるところによる。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 5 8 条 本学大学院学生として、優秀な業績を挙げたと認められる者は、研究科会議の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 5 9 条 本学の教育方針に違反し、学生の本分にもとる行為のある者は、研究科会議の議を経て学長が懲戒することができる。

2 懲戒は、訓戒、停学及び退学の 3 種とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 1 0 章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第 6 0 条 本学大学院における授業及び研究指導は、本学大学院の専任の教授又は准教授が担当する。ただし、授業は特別の事情がある場合は本学大学院の専任又は兼任の講師が担当することを認めることがある。

(専攻会議)

第 6 1 条 各専攻に専攻会議を置く。

2 専攻会議は、その専攻に属する教員をもって組織する。

3 各専攻に博士前期課程専攻主任及び博士後期課程専攻主任を置く。

4 博士前期課程専攻主任及び博士後期課程専攻主任は、その専攻の当該課程に属する教員の互選による。

第 6 2 条 専攻会議は、次の各号の事項を審議する。

(1) 授業科目、履修方法、授業計画及び試験に関する事項

(2) 授業及び研究指導に関する事項

(3) その他その専攻に関する事項

(研究科会議)

第 6 3 条 各研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は、その研究科に属する教員をもって組織する。

3 研究科会議に議長を置く。

4 議長は、その研究科会議の構成員の互選による。

第 6 4 条 研究科会議は、次の各号の事項を審議して、その研究科の方針を決定する。

(1) 研究科担当教員の審査に関する事項

(2) 大学院学則その他諸規程に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 入学試験、学位論文審査、最終試験及び学位授与に関する事項

(5) 入学、修了、留学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学等学生の身上に関する事

項

- (6) 奨学金に関する事項
 - (7) 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生、外国人特別留学生等に関する事項
 - (8) 学生の指導及び賞罰に関する事項
 - (9) その他その研究科に関する事項
- 2 博士後期課程については、研究科博士後期課程会議を置く。
 - 3 研究科博士後期課程会議は、博士後期課程の教員により組織し、議長は大学院合同研究科会議議長が兼務する。
 - 4 研究科博士後期課程会議は、次の事項について審議する。
 - (1) 博士後期課程担当教員の審査に関する事項
 - (2) 博士後期課程の入学試験、博士論文審査、最終試験及び学位授与に関する事項
 - (3) 博士後期課程の入学、修了、留学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び転学等学生の身上に関する事項
 - (4) 特別研究学生に関する事項
 - (5) その他専ら当該研究科博士後期課程に関する事項
(大学院委員会)

第65条 本学大学院全般に関する事項を審議するために、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は次の委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 合同研究科会議議長
 - (3) 人間科学研究科及び理学研究科会議の議長
 - (4) 人間文化科学専攻、人間社会科学専攻、生涯人間科学専攻及び数学専攻の博士前期課程専攻主任及び博士後期課程専攻主任
 - (5) その他学長が必要と認めたる者
- 3 学長は、大学院委員会の議長となって、これを招集する。
- 4 運営その他必要なことは、次条のほか別に定める。

第66条 大学院委員会は、次の各号の事項を審議する。

- (1) 大学院における研究、教育の将来計画に関する事項
- (2) 研究科並びに専攻の新設及び改廃に関する事項
- (3) 大学院学則及び大学院の諸規程の変更に関する事項
- (4) その他大学院運営に関する重要事項
(大学評議会)

第67条 本学の教学にかかわる全学的に重要な事項を審議するため大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、次の事項を審議し、理事会に建議する。
 - (1) 東京女子大学学則及び東京女子大学大学院学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 大学予算の方針に関する事項
 - (3) 大学院研究科及び専攻並びに学部、学科及び専攻の設置及び廃止に関する事項
 - (4) 重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - (5) 大学教育職員人事の基本方針に関する事項
 - (6) 大学の長期展望に関する事項
- 3 大学評議会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 教育課程の編成方針に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導の基本方針
 - (3) その他大学院及び学部に通ずる重要事項並びに学長の諮問する事項
- 4 大学評議会の組織その他は、別に定める。
(事務職員)

第68条 本学大学院の事務を執行するために、事務職員を置く。

第11章 雑則

(改廃)

第69条 この学則の改廃は、人間科学研究科会議及び理学研究科会議の議を経て、大学院委員会及び大学評議会に諮り、理事会が決定する。

附則(1971年3月31日制定)

この学則は、1971年4月1日から施行する。

附則(1974年4月26日改正)

この学則は、1974年4月26日から施行し、1974年4月1日から適用する。

附則(1974年10月25日改正)

この学則は、1974年11月1日から施行する。

附則(1975年2月28日改正)

この学則は、1975年4月1日から施行する。

附則(1976年2月26日改正)

この学則は、1976年4月1日から施行する。

附則(1980年10月24日改正)

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附則(1981年10月23日改正)

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附則(1984年10月26日改正)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附則(1986年1月31日改正)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附則(1986年12月19日改正)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附則(1987年12月18日改正)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附則(1989年3月24日改正)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附則(1989年7月21日改正)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附則(1990年3月16日改正)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附則(1992年1月17日改正)

この学則は、1992年1月17日から施行する。

ただし、別表第1については、1992年4月1日から施行する。

附則(1993年3月19日改正)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附則(1993年3月23日改正)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附則(1994年3月9日改正)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

ただし、第17条の2第2項の規定は、1994年度入学者から適用する。

なお、1993年度以前入学者については、高等学校教諭専修免許状の教科「地理歴史」及び「公民」を「社会」と読みかえる。

附則(1994年10月20日改正)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(5)文学研究科社会学専攻、(6)文学研究科心理学専攻及び(8)現代文化研究科現代文化専攻に係る部分は、1995年度以降の入学者から適用し、1994年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(1996年10月17日改正)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(1997年10月23日改正)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(1998年10月22日改正)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(7)理学研究科数学専攻に係る部分は、1999年度以降の入学者から適用し、1998年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(1999年10月26日改正)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(6)文学研究科心理学専攻に係る部分は、2000年度以降の入学者から適用し、1999年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2000年10月19日改正)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第8条別表第1(6)文学研究科心理学専攻に係る部分は、2000年度以降の入学者から適用し、1999年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2001年2月22日改正)

この学則は、2001年2月22日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則(2001年6月21日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2002年度入学者から適用する。

附 則(2001年10月18日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年3月11日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2002年度入学者から適用する。

附 則(2002年3月20日改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2002年5月16日改正)

この学則は、2002年5月16日から施行する。

附 則(2002年10月17日改正)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2002年12月19日改正)

1 この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 第21条第1項の規定にかかわらず、2002年度以前入学者は病気その他やむをえない事由により3か月以上修学できないときは、休学を願い出ることができるものとする。

3 第21条第6項の規定は、2002年度以前入学者には適用しない。

附 則(2003年9月18日改正)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条別表第1及び第15条の規定は、2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則(2004年3月11日改正)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条別表第1(6)文学研究科心理学専攻に係る部分は、2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2004年11月30日改正)

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条別表第1及び第20条の規定は、2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については、2002年12月19日

改正の学則第8条別表第1及び第15条の規定による。

- 2 理学研究科2004年度以前の入学者は、第6条及び第7条の「博士前期課程」を「修士課程」と読み替える。

附 則(2005年3月10日改正)

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項の規定にかかわらず、2002年度以前入学者は病気その他やむをえない事由により3か月以上修学できないときは、休学を願い出ることができるものとし、第6項の規定は、2002年度以前入学者には、適用しない。

附 則(2005年9月15日改正)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条別表第1の規定は、2006年度以降入学者から適用し、2005年度以前入学者については従前の学則による。

附 則(2006年7月20日改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2006年12月21日改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年2月21日改正)

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は2009年4月1日から施行し、2008年度以降入学者に適用する。

附 則(2009年12月17日改正)

この学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条別表第1の(1)文学研究科力 心理学専攻に係る部分は、2009年度以降の入学者から適用し、2008年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則(2011年4月21日改正)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、別表第2は、2011年4月21日から施行し、2011年4月1日から適用する。
- 2 文学研究科哲学専攻、日本文学専攻、英米文学専攻、史学専攻、社会学専攻、心理学専攻及び現代文化研究科現代文化専攻は、改正後の第5条、第6条及び第7条の規定にかかわらず2012年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第26条の規定にかかわらず、文学研究科を修了した者には、修士(文学)、現代文化研究科を修了した者には修士(学術)の学位を授与する。
- 4 改正後の第65条の規定にかかわらず、文学研究科哲学専攻、日本文学専攻、英米文学専攻、史学専攻、社会学専攻、心理学専攻及び現代文化研究科現代文化専攻が存続する間は、文学研究科哲学専攻、日本文学専攻、英米文学専攻、史学専攻、社会学専攻、心理学専攻及び現代文化研究科現代文化専攻の専攻主任を大学院委員会の委員とする。
- 5 改正後の第17条、第22条、第24条、第31条、第32条、第37条、第42条、第47条、第48条、第49条、第51条、第52条の博士前期課程は、2011年度以前の文学研究科、現代文化研究科入学者については修士課程と読みかえる。
- 6 改正後の第3条、第4条、第5条、第17条の2、第26条、第29条、及び別表第1は2012年度以降入学者に適用し、2011年度以前の入学者については従前の学則による。

別表第1(第11条関係)

(1) 人間科学研究科

ア 人間文化科学専攻 博士前期課程

| 区分 | 授業科目 | 授業期間 (15週単位) | 毎週 授業 時間 | 単位数 | 必修・選択必修・選択の別 | 履修 年次 | | | |
|--------------|--------------|-----------------|----------------|-----|--------------|----------|-----------|-----------|----------|
| 共通 | 基礎 | 人間文化科学基礎演習 | 1 | 2 | 2 | 必修 | 1 | | |
| | 人間文化科学研究法 | 1 | 2 | 2 | 選択必修 | } 2単位必修 | 1 | | |
| | 人間文化交流研究 | 1 | 2 | 2 | 選択必修 | | 1 | | |
| 哲学 思想文化分野 | 基礎 | 哲学・思想史研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 1 | 1・2 | |
| | | 哲学・思想史研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 哲学・思想文化研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 哲学・思想文化研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 倫理・社会哲学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 哲学・思想文化分野 | 1・2 |
| | | 倫理・社会哲学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | は4単位必修 | 1・2 |
| | | 美学・芸術学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | } 1 | 1・2 |
| | | 美学・芸術学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | | 1・2 |
| | | キリスト教学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | キリスト教学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | 専門 | 哲学・思想文化演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 哲学・思想文化分野 | 1・2 | |
| | | 哲学・思想文化演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | は4単位必修 | 1・2 | |
| | 日本文学 文化分野 | 基礎 | 和漢比較文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 2 | 1 |
| | | | 和漢比較文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 日本文学文化分野 |
| 日本文学文化研究 | | | 1 | 2 | 2 | 選択 | は4単位必修 | | 1 |
| 日本文学文化研究 | | | 1 | 2 | 2 | 選択 | 1 | | |
| 専門 | | 日本語史研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 3 | 1・2 | |
| | | 日本語史研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本古典文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本古典文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本近現代文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本近現代文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 漢文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 漢文学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本語史演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本語史演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| 日本文学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 1・2 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------|---------------|---------------------------------|---|----|-----|----|--------------------|------------------|-----|
| | | 日本文学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 漢文学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 漢文学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| 英語文学文化分野 | 基礎 | 英米文学文化研究(詩・演劇)I | 1 | 2 | 2 | 選択 | 英語文学文化分野 は6単位必修 | 1 | |
| | | 英米文学文化研究(詩・演劇)II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 英米文学文化研究(小説)I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 英米文学文化研究(小説)II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 英米文学文化研究(主題研究) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 英語学研究(言語運用)I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 英語学研究(言語運用)II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 英語学研究(言語構造)I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | 英語学研究(言語構造)II | 1 | 2 | 2 | 選択 | 1 | | | |
| | 専門 | 英米文学文化研究演習I | 1 | 2 | 2 | 選択 | 英語文学文化分野 は4単位必修 | 1・2 | |
| | | 英米文学文化研究演習II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 英語学研究演習I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 英語学研究演習II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 特別演習 (Academic English Writing) | 1 | 2 | 1 | 選択 | | 英語文学文化分野 は必修 | 1・2 |
| | | 特別演習 (Academic English Writing) | 1 | 2 | 1 | 選択 | | | 1・2 |
| 歴史文化分野 | 基礎 | 世界史研究法 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 歴史文化分野は 2単位必修 | 1 | |
| | | 日本史研究法 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 文献・資料研究(日本)A | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 文献・資料研究(日本)B | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | | 文献・資料研究(東アジア)A | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 歴史文化分野 は6単位必修 | 1 |
| | | 文献・資料研究(東アジア)B | 1 | 2 | 2 | 選択 | | | 1 |
| | | 文献・資料研究(ヨーロッパ)A | 1 | 2 | 2 | 選択 | | | 1 |
| | | 文献・資料研究(ヨーロッパ)B | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 | |
| | 専門 | 日本歴史文化演習 I | 1 | 2 | 2 | 選択 | 歴史文化分野 は4単位必修 | 1・2 | |
| | | 日本歴史文化演習 II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本・アジア歴史文化演習 I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | 日本・アジア歴史文化演習 II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| | | ヨーロッパ歴史文化演習 I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 | |
| ヨーロッパ歴史文化演習 II | 1 | 2 | 2 | 選択 | 1・2 | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------|----|----------|---|---|---|----|------------|-----|
| 現代日本語 白本語教育分野 | 基礎 | 現代日本語学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 現代日本語学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 社会言語学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 現代日本語・日本語 | 1・2 |
| | | 社会言語学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 教育分野は6単位必修 | 1・2 |
| | | 日本語教育学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 日本語教育学研究 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 専門 | 現代日本語学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 現代日本語学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 社会言語学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 現代日本語・日本語 | 1・2 |
| | | 社会言語学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 教育分野は6単位必修 | 1・2 |
| | | 日本語教育学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 日本語教育学演習 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| 共通 | 専門 | 論文指導演習Ⅰ | 1 | 2 | 1 | 必修 | | 2 |
| | | 論文指導演習Ⅱ | 1 | 2 | 1 | 必修 | | 2 |

- 注1 哲学・思想文化分野の学生は、「1」印の範囲において4単位を修得しなければならない。ただし、選択必修科目の単位として修得した単位を除く。
- 2 日本文学文化分野の学生は、「2」印の4科目のうち、次のいずれか2科目計4単位を修得しなければならない。
 和漢比較文学研究 及び の2科目計4単位
 日本文学文化研究 及び の2科目計4単位
- 3 日本文学文化分野の学生は、「3」印の範囲において8単位を修得しなければならない。ただし、選択必修科目の単位として修得した単位を除く。

イ 人間文化科学専攻 博士後期課程

| 研究領域 | 授業科目 | 授業期間 (15週単位) | 毎週授業 時間 | 単位数 | 必修単位 |
|-----------------|-------------------|-----------------|------------|-----|------|
| 人間科学研究 科共通科目 | 人間科学特殊研究(比較文化) | 1 | 2 | 2 | } 2 |
| | 人間科学特殊研究(女性学) | 1 | 2 | 2 | |
| 思想文化 | 思想文化特殊研究(哲学)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | } 8* |
| | 思想文化特殊研究(哲学)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 思想文化特殊研究(美学)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 思想文化特殊研究(美学)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| 言語表現文化 | 言語表現文化特殊研究(言語研究)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 言語表現文化特殊研究(言語研究)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 言語表現文化特殊研究(文学)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 言語表現文化特殊研究(文学)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |

| | | | | | |
|--------|--------------------|---|---|---|-----|
| 歴史文化 | 歴史文化特殊研究(欧米)I | 1 | 2 | 2 | |
| | 歴史文化特殊研究(欧米)II | 1 | 2 | 2 | |
| | 歴史文化特殊研究(アジア・日本)I | 1 | 2 | 2 | |
| | 歴史文化特殊研究(アジア・日本)II | 1 | 2 | 2 | |
| 論文指導演習 | 論文指導演習 | 6 | 2 | 6 | 6** |

注 *8 単位のうち 4 単位は、生涯人間科学専攻の特殊研究の単位で満たすことができる。
** 指導教員の担当する論文指導演習を 3 年 6 学期間にわたり履修しなければならない。
授業科目修了の認定は、6 学期目の学期末に行う。

ウ 人間社会科学専攻 博士前期課程

| 区分 | | 授業科目 | 授業期間 (15週単位) | 毎週 授業 時間 | 単位数 | 必修・選択必修・選択の別 | 履修 年次 | |
|---------|-------------------|--------------------|-----------------|----------------|-----|-------------------------|----------------------|-----|
| 共通 | 基礎 | 人間社会科学基礎論 | 1 | 2 | 2 | 必修 | 1 | |
| | | 国際コミュニケーションワークショップ | 1 | 2 | 2 | 選択必修 | } 2 単位必修 | 1 |
| | | 論文作成・プレゼンテーション技法 | 1 | 2 | 2 | 選択必修 | | 1 |
| 臨床心理学分野 | 基礎 | 心理学研究法特論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 臨床心理学分野は 2 単位必修 | 1・2 |
| | | 臨床心理学研究法特論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 専門 | 臨床心理学特論 1 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理学特論 2 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理面接特論 1 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理面接特論 2 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理査定演習 1 | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 臨床心理学分野は 必修 | 1 |
| | | 臨床心理査定演習 2 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理基礎実習 1 | 1 | 4 | 1 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理基礎実習 2 | 1 | 4 | 1 | 選択 | | 1 |
| | | 臨床心理実習 1 | 1 | 4 | 1 | 選択 | | 2 |
| | | 臨床心理実習 2 | 1 | 4 | 1 | 選択 | | 2 |
| | | 障害者(児)心理学特論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 老年心理学特論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 臨床心理学分野は 2 単位必修 | 1・2 |
| | | 精神医学特論 A | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 精神医学特論 B | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 学校臨床心理学特論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理療法特論 A | 1 | 2 | 2 | 選択 | } 臨床心理学分野は 2 単位必修 | 1・2 |
| | | 心理療法特論 B | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理療法特論 C | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| 基礎 | 心理・コミュニケーション科学基礎論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 心理・コミュニケーション 科学分野は必修 | 1 | |

| | | | | | | | | |
|------------------|----|------------------------------------|---|---|---|----|--------------|-----|
| 心理・コミュニケーション科学分野 | 専門 | 心理科学(感覚知覚認知)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(感覚知覚認知)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(発達)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(発達)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(家族・対人関係)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(家族・対人関係)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(社会)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(社会)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(文化)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 心理科学(文化)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | 心理・コミュニケーション | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(メディア)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | 科学分野は10単位必修 | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(メディア)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(広告)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(広告)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(現代社会)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(現代社会)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(電子メディア)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(電子メディア)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(ヒューマン・コンピュータ・インタラクション) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | コミュニケーション科学(ヒューマン・コンピュータ・インタラクション) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| グローバル共生社会分野 | 基礎 | グローバル共生社会論 | 1 | 2 | 2 | 選択 | グローバル共生社会 | 1 |
| | | グローバルジェンダー分析 | 1 | 2 | 2 | 選択 | 分野は2単位必修 | 1 |
| | | グローバル社会基礎研究(国際関係論)Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | グローバル社会基礎研究(国際関係論)Ⅱ | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | グローバル社会基礎研究(国際機構論) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | グローバル社会基礎研究(国際法) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 共生経済基礎研究(ミクロ経済学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 共生経済基礎研究(マクロ経済学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 共生経済基礎研究(社会統計学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 共生経済基礎研究(経済思想) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 共生社会基礎研究(社会学原論) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | | 共生社会基礎研究(社会文化論) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |

| | | | | | | | |
|----|-------------------------|---------|---|---|----|-----------|-----|
| 専門 | 共生社会基礎研究(質的調査) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 共生社会基礎研究(多変量解析) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 地域共生研究(アメリカ)I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 地域共生研究(アメリカ)II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 地域共生研究(東アジア)I | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 地域共生研究(東アジア)II | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 平和共生研究(多文化共生論) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 平和共生研究(平和教育学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 共生経済研究(公共政策論) | 1 | 2 | 2 | 選択 | グローバル共生社会 | 1・2 |
| | 共生経済研究(環境経済学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | 分野は10単位必修 | 1・2 |
| | 共生経済研究(開発経済学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 共生経済研究(国際金融論) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 共生社会研究(産業と労働の社会学) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 共生社会研究(少子高齢化と福祉) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | グローバルジェンダー研究(仕事と家族) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | グローバルジェンダー研究(社会福祉) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | グローバルジェンダー研究(コミュニケーション) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | グローバルジェンダー研究(開発と平和構築) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | グローバルジェンダー研究(比較ジェンダー研究) | 1 | 2 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| | 共生社会拠点実習 | 2 | 1 | 2 | 選択 | | 1・2 |
| 共通 | 専門 | 論文指導演習Ⅰ | 1 | 2 | 1 | 必修 | 2 |
| | | 論文指導演習Ⅱ | 1 | 2 | 1 | 必修 | 2 |

注1 臨床心理実習1を履修するには、臨床心理学特論1、臨床心理学特論2、臨床心理面接特論1、臨床心理面接特論2の各2単位及び臨床心理基礎実習1、臨床心理基礎実習2の各1単位を修得していなければならない。

2 臨床心理学特論1、臨床心理学特論2、臨床心理面接特論1、臨床心理面接特論2、臨床心理査定演習1及び臨床心理査定演習2は重ねて履修できない。

3 臨床心理学特論1、臨床心理学特論2、臨床心理面接特論1、臨床心理面接特論2、臨床心理査定演習1、臨床心理査定演習2、臨床心理基礎実習1、臨床心理基礎実習2、臨床心理実習1、臨床心理実習2、学校臨床心理学特論、心理療法特論A、心理療法特論B及び心理療法特論Cの履修は、臨床心理学分野の学生に限る。

工 生涯人間科学専攻 博士後期課程

| 研究領域 | 授業科目 | 授業期間 (15週単位) | 毎週授業 時間 | 単位数 | 必修単位 |
|-----------------|----------------|-----------------|------------|-----|------|
| 人間科学研究 科共通科目 | 人間科学特殊研究(比較文化) | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 人間科学特殊研究(女性学) | 1 | 2 | 2 | |

| | | | | | |
|--------|------------|---|---|---|-----|
| 生涯発達臨床 | 生涯臨床特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 生涯臨床特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 生涯発達特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 生涯発達特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| 認知社会適応 | 認知行動特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | 8* |
| | 認知行動特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 社会適応特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 社会適応特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 社会調査法特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 社会調査法特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| 共生社会開発 | 公共政策特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 公共政策特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 人間開発特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 人間開発特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 自立支援特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 自立支援特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| 論文指導演習 | 論文指導演習 | 6 | 2 | 6 | 6** |

注 *8 単位のうち 4 単位は、人間文化科学専攻の特殊研究の単位で満たすことができる。

** 指導教員の担当する論文指導演習を 3 年 6 学期間にわたり履修しなければならない。

授業科目修了の認定は、6 学期目の学期末に行う。

(2) 理学研究科

ア 数学専攻 博士前期課程

| 区分 | 授業科目 | 授業期間 (15 週単位) | 毎週授業 時間 | 単位数 | 必修単位 |
|-----------------------|-----------|------------------|------------|-----|------|
| 数 理 学 講 究 | 数理学講究 1 | 1 | 4 | 4 | 4 |
| | 数理学講究 2 | 1 | 4 | 4 | 4 |
| | 数理学講究 3 | 2 | 4 | 8 | 8 |
| 理 論 数 理 学 | 代数学特論 A | 1 | 2 | 2 | |
| | 代数学特論 B | 1 | 2 | 2 | |
| | 幾何学特論 A | 1 | 2 | 2 | |
| | 幾何学特論 B | 1 | 2 | 2 | |
| | 解析学特論 A | 1 | 2 | 2 | |
| | 解析学特論 B | 1 | 2 | 2 | |
| 応 用 数 理 学 | 確率統計学特論 | 1 | 2 | 2 | |
| | 応用数理学特論 A | 1 | 2 | 2 | |
| | 応用数理学特論 B | 1 | 2 | 2 | |

| | | | | |
|-------------|---|---|---|--|
| コンピュータ科学特論A | 1 | 2 | 2 | |
| コンピュータ科学特論B | 1 | 2 | 2 | |
| 情報数理学特論A | 1 | 2 | 2 | |
| 情報数理学特論B | 1 | 2 | 2 | |

- 注 1 数理学講究 2 を履修するには数理学講究 1 4 単位を修得している必要がある。
 2 数理学講究 3 を履修するには、数理学講究 1 4 単位及び数理学講究 2 4 単位を修得している必要がある。
 3 数理学講究 1、数理学講究 2 及び数理学講究 3 は重ねて履修できない。

イ 数学専攻 博士後期課程

| 研究領域 | 授業科目 | 授業期間 (15 週単位) | 毎週授業 時間 | 単位数 | 必修単位 |
|--------|------------|------------------|------------|-----|------|
| 理論数理学 | 代数学特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | } |
| | 代数学特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 幾何学特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 幾何学特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 解析学特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 解析学特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| 応用数理学 | 確率統計学特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | } 6 |
| | 確率統計学特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 数理物理学特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 数理物理学特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| | 情報数理学特殊研究Ⅰ | 1 | 2 | 2 | |
| | 情報数理学特殊研究Ⅱ | 1 | 2 | 2 | |
| 論文指導演習 | 論文指導演習 | 6 | 2 | 6 | 6* |

- 注 * 指導教員の担当する論文指導演習を 3 年 6 学期間にわたり履修しなければならない。
 授業科目修了の認定は、6 学期目の学期末に行う。

別表第 2(第 33 条第 2 項及び第 46 条第 1 項関係)

入学検定料、入学金、学費及び在籍料

| 費 目 | | 金 額 | 備 考 | |
|-------------|-------|-----------|-------------------------------|-----------------|
| 修士課程・博士前期課程 | 入学検定料 | 35,000 円 | | |
| | 入 学 金 | 240,000 円 | 他学卒業者 | |
| | | 120,000 円 | 本学及び本学短期大学部に在籍していた者 | |
| | | 0 円 | 本学の修士課程・博士前期課程に在籍していた者 | |
| | 学 費 | 授 業 料 | 500,000 円 | 年 額 |
| | | 施 設 費 | 140,000 円 | 2007 年度以降入学者 年額 |
| | | | 120,000 円 | 2006 年度以前入学者 年額 |
| | 在 籍 料 | 170,000 円 | 年 額 | |
| 博士後期課程 | 入学検定料 | 35,000 円 | | |
| | 入 学 金 | 200,000 円 | 他学卒業者 | |
| | | 100,000 円 | 本学及び本学短期大学部に在籍していた者 | |
| | | 0 円 | 本学の修士課程・博士前期課程、博士後期課程に在籍していた者 | |
| | 学 費 | 授 業 料 | 500,000 円 | 年 額 |
| | | 施 設 費 | 120,000 円 | 年 額 |
| | 在 籍 料 | 170,000 円 | 年 額 | |

大学院合同研究科会議規程

(1974年6月19日制定)

| | | |
|----|-------------|-------------|
| 改正 | 1974年10月14日 | 2000年11月22日 |
| | 1986年1月22日 | 2005年2月23日 |
| | 1987年11月25日 | 2009年1月21日 |
| | 1993年4月5日 | 2011年5月18日 |

(総則)

第1条 人間科学研究科及び理学研究科(以下「各研究科」という。)は、東京女子大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第63条による各研究科会議を、大学院学則第64条第1項及び第4項の審議決定に関し、研究科間の連絡を密にする等の利点にかんがみ、合同で大学院合同研究科会議(以下「合同研究科会議」という。)として開催する。

2 大学院学則第64条第1項の審議事項の博士前期課程に専ら係ることは、合同研究科会議で審議を行う。

3 大学院学則第64条第4項の審議事項については、大学院学則第64条第2項に定める各研究科博士後期課程会議を大学院合同研究科博士後期課程会議(以下「後期合同研究科会議」という。)として開催し、審議を行う。

第2条 合同研究科会議及び後期合同研究科会議の審議決定は、各研究科会議による審議決定に優先するものとする。

(構成員)

第3条 各研究科のいずれかに属する教員を、合同研究科会議の構成員とする。

2 各研究科のいずれかの博士後期課程に属する教員を、後期合同研究科会議の構成員とする。

第4条 大学院委員会議長である学長は、合同研究科会議に臨席する。

2 現代教養学部長は、第1条第3項を除く合同研究科会議に陪席する。

(議長)

第5条 合同研究科会議議長(以下「議長」という。)は、合同研究科会議が後期合同研究科会議の構成員から選出し、理事会が決定する。

2 議長の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

3 議長は、合同研究科会議を招集し、その運営に当たる。

4 議長は、後期合同研究科会議の構成員から副議長を指名し、副議長の任期は、指名を行った議長の任期と一致するものとする。

5 議長及び副議長は、後期合同研究科会議議長及び副議長を兼務する。

第6条 議長に事故がある場合には、副議長がその期間において合同研究科会議議長の職務を代行する。

2 議長が欠けた場合も前項に準ずる。

(議長の選出)

第6条の2 議長選出は、合同研究科会議構成員を有権者とし、単記無記名投票で行う。

2 有権者の4分の3以上の投票があり、投票総数の過半数を得た者を、当選者とする。

3 当選者を出すに至らなかったときは、再投票を行う。

4 議長選挙の管理は、その時の議長が指名する者で構成する選挙管理委員会が行う。

(会議成立の定足数)

第7条 第1条第1項に定める合同研究科会議は、第3条第1項に規定する構成員の3分の2以上、かつ各研究科会議についてそれぞれの構成員の半数以上の出席をもって成立する。

2 第1条第3項に定める後期合同研究科会議は、第3条第2項に規定する構成員の3分の2以上、かつ各研究科博士後期課程会議についてそれぞれの構成員の半数以上の出席をもって成立する。

3 第1項及び第2項の定足数の計算には、外国にある者、研究休暇中の者及び休職中の者を加えない。

4 前項の規定に係わらず、大学院学則第64条第4項の審議に当たり、研究休暇中の者が合同研

究科博士後期課程会議に出席する場合は、第1項の定足数の計算に加える。

(議決)

第7条の2 第1条第1項から第3項に定める合同研究科会議の議決は、それぞれ出席者の過半数をもってする。ただし、学位授与の議決は、学位規程による。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、合同研究科会議の議を経て学長が決定する。

附 則(1974年6月19日制定)

第1条 この内規は、1974年6月19日制定の事柄については1971年4月1日にさかのぼって効力を有するものとする。

第2条 前条の日より後の改廃は、効力について別段の定めをしない限り、本則第8条にいう学長の承認があった時に発効する。

第3条 大学院学則第38条の2の事項は、学長の指示により、当分の間合同研究科会議が取扱う。

附 則(1986年1月22日改正)

この内規は、1986年1月22日その一部を改正し、同日より施行する。

附 則(1987年11月25日改正)

(発効)

第1条 1987年11月25日に改正した第4条から第6条まで及び追加第6条の2及び第7条の2は、第8条による学長の承認があった1987年11月25日から施行する。ただし、附則第2条に関しては、同日付けをもって、その条の定めるところによる。

(経過措置)

第2条 旧規定による現在の議長は、1988年3月31日までの間、改正規定による議長として扱う。

附 則(1993年4月5日改正)

(発効)

第1条 1993年4月5日に改正した第1条、第4条、第7条及び第7条の2は、第8条による学長の承認のあった1993年4月5日から施行し、1993年4月1日より適用する。ただし、附則第2条に関しては、同日付けをもって、その条の定めるところによる。

(経過措置)

第2条 旧規定により選出された1992年度・1993年度の議長は、1994年3月31日までの間、改正規定による議長として扱う。

附 則(2000年11月22日改正)

この内規は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2005年2月23日改正)

(施行)

第1条 この規程は、2005年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の内規により選出、指名された2004年度・2005年度の議長及び副議長は、2006年3月31日までの間、改正規定による議長、副議長として扱う。

附 則(2009年1月21日改正)

この規程は、2009年1月21日から施行する。

附 則(2011年5月18日改正)

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 文学研究科、現代文化研究科が存続する間は、以下の扱いとする。

- (1) 第1条第1項に定める合同研究科会議に文学研究科及び現代文化研究科を含む。
- (2) 第1条第2項の規定に、修士課程に専ら係ることを含む。
- (3) 第3条第1項に定める合同研究科会議構成員に、文学研究科又は現代文化研究科に属する教員を含む。
- (4) 定足数の計算においては、従前の規程(2009年1月21日改正)の第7条第2項を併せて適用する。